

十勝圏複合事務組合教育委員会運営に関する規則

（昭和45年10月22日）
教育委員会規則第1号

改正の沿革 平成元年教育委員会規則第1号、平成7年教育委員会規則第2号、平成21年教育委員会規則第2号、平成27年教育委員会規則第1号

（趣旨）

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の教育委員会（以下「委員会」という。）に関する組織運営については、他の法令、条例、規則等に別段の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

（委員会の定例会）

第2条 委員会の定例会の回数は、毎年2回とする。ただし、臨時に開くことができる。

（公示令達）

第3条 公示令達は次のとおりとする。

- （1）教育委員会規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条1項の規定に基づいて、その権限に属する事務について制定するもの。
- （2）教育委員会訓令 学院及び研修センターに関し訓示するもの。
- （3）教育委員会告示 一般に告示するもの。
- （4）指令 伺願に対し許可又は指令するもの。

（公印）

第4条 委員会の公印は別表1のとおりとする。

2 公印は、委員会名若しくは職名又は学院名をもって発する公文書に押捺する印章とし、その名称、形状、寸法、個数及び使用区分並びにこれを備える課所及び保管責任者は、別表のとおりとする。

（準用規定）

第5条 この規則に定めるもののほか、事務処理、職員の服務及び物品の取り扱いについては、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号）第8条及び十勝圏複合事務組合運営に関する規則（昭和44年規則第1号）の第5条を準用するほか、委員会の公告式及び会議規則並びに傍聴人規則、その他必要な事項については、帯広市教育委員会の次の規則を準用する。

- （1）帯広市教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第1号）
- （2）帯広市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第2号）
- （3）帯広市教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第3号）

（事務局）

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条の規定

に基づき、委員会の事務を処理するため、教育委員会事務局を置く。

(部の設置)

第6条の2 事務局に次の部を置く。

教 育 部
学 院 部

(組織及び事務分掌)

第7条 前条に定める部の組織及び事務分掌は、別表2のとおりとする。

2 部が所管する教育機関は別表3のとおりとし、その組織及び事務分掌は別に定める。

(長等の設置)

第8条 事務局に部長、課長、係長、その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか必要と認めたときは、部次長、主幹、課長補佐、副主幹、主査及び主任を置くことができる。

(委任規定)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (昭和45年10月22日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月24日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月6日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第3条及び第6条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

別表 1

公印 番号	公印の名称	形状	寸法	個数	使用区分	保管課
1	十勝圏複合事務組合 教育委員会之印	正方形	24mm	1	一般 公文書用	総務課
2	十勝圏複合事務組合 教育委員会教育長之印	〃	21mm	1	一般 公文書用	総務課
3	十勝圏複合事務組合 教育委員会教育長之印	〃	21mm	1	一般 公文書用	総務課
4	十勝圏複合事務組合 教育委員会教育長職務代理者之印	〃	21mm	1	一般 公文書用	総務課
5	十勝圏複合事務組合 帯広高等看護学院学院長之印	〃	21mm	1	一般 公文書用	総務課
6	十勝圏複合事務組合 帯広高等看護学院之印	〃	21mm	1	一般 公文書用	総務課
7	十勝教育研修センター所長之印	〃	17mm	1	一般 公文書用	研修 センター

別表 2

組織等			事務分掌
部の名称	課の名称	係の名称	
教育部	総務部	総務係	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会職員（以下「職員」という。）の任免 服務、研修及び福利厚生に関する総括に関すること。 (3) 職員の人事、給与の総括に関すること。 (4) 教育委員会所管に係る規則の制定改廃の総括に 関すること。 (5) 教育委員会所管に係る予算及び決算の総括に関 すること。 (6) 公印の管理保守に関すること。 (7) 所管に係る教育研修センターの管理運営に関す ること。
学院部	管理課	管理係	(1) 所管に係る学院の管理運営に関すること。 (2) 修学資金等の事務に関すること。 (3) 学院に係る渉外に関すること。 (4) 学院統計に関すること。 (5) 授業料等の収納事務に関すること。 (6) 学院記録及び日誌に関すること。 (7) 学生の在学証明に関すること。 (8) 課内の処務に関すること。

別表 3

部	教育機関
教育部	十勝教育研修センター
学院部	帯広高等看護学院